國學院大學学術情報リポジトリ

田中頼庸の教化思想と神道論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武田, 幸也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002286

田中頼庸の教化思想と神道論

武田幸也

一　はじめに

田中頼庸は祭神論争において伊勢派の領袖として活動した人物である。田中の生涯は端的に言うならば、神道教化に尽力した人物と言える。田中と神道教化の関りは、教部省・大教院や神道事務局・神宮教院・神宮教等であって、田中が明治二十六年に神宮教管長を辞任するまで教化活動と関りを有していた。しかしながら、こうした教化を実践する場において田中がどのような活動、即ち、神道教化を行ったかは史料上の制約もあり、ほとんど明らかにされていない。田中頼庸と神道教化の関わりを明らかにするための第一歩としては、田中の教化思想を明らかにする必要がある。また他方で筆者の問題関心の一つとして、近代の神道教化を明らかにする事がある。そうした中で、筆者は神宮教院・神宮教の活動を重視している。そうした点においても、神宮大宮司を務め、神宮教管長も務めた田中頼庸の教化思想は検討する必要があると考えている。そこで本稿においては田中における国民教化や神道教化を検討するために、田中の建白書や著作からその教化思想を考察することにする。

田中の神道思想に関する先行研究としては、藤井貞文の『明治国学発生史の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）や、

近年では戸浪裕之の「田中頼庸の神道観―『三条演義』（河野博士記念室所蔵）を中心に―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター、平成二十一年）、があげられる。しかしながら、従前の研究において田中の神道観は十分に検討されているとは言い難い。藤井貞文の研究は田中に関する資料を詳細に紹介したものとして評価しうるものの、主に祭神論争における田中の活動から田中の神道観を論じており、著作に関してはほとんど触れてはいない。そして田中の神道観については「古義や古典を總べて放棄して、造化主の名に拠つて新しい一宗派を形成しようとの底意であったと謂ふ。果して然らば、其所説は確乎たる根拠に基づく理論的なものでは無かつたらしい。」[1]と述べている。田中が「古義や古典を總べて放棄」したか否かは、筆者には判然としない。しかし、田中が「造化主」を重視していたことは祭神論争の際の田中頼庸から千家尊福への回答書や、田中の建白書からも窺われる点である。また、戸浪裕之の研究は、田中頼庸の著作『三条演義』を取り上げ検討しているものの、その主たる論点は教導職の教化観を検討する点にあり、その上で田中が教導職に対して求めた神道観を論じている。こうした点から言うならば、田中自身の神道観・教化思想とはやや異なるものであり、明治初年における教導職の統一的な神道観の形成が志向される[2]中での田中の考えた統一的な神道観を検討しているものであるといえよう。そもそも田中の神道思想がこれまで検討されなかった理由としては、田中の神道思想が明確に表れている著作がほとんどないことに起因する。とりわけ、田中の著作は考証的な著作が多く[3]、神道論等を述べている著作は著名な『三条演義』や、「教説の中心」[4]と評され『三条演義』とともに紹介されている『神徳論』くらいである。また他に田中の教化思想を窺うに足る史料としては、田中の関わった建白書があげられる。そこで本稿においては、田中の建白書と、『三条演義』『神徳論』を主に取り上げ検討することとする。

二　田中頼庸の生涯と学問

田中頼庸の教化思想について検討するにあたり、まず田中の生涯について概観してみたい。田中は天保七年（一八三六）に鹿児島藩士田中四郎左衛門の子として鹿児島に生まれた。通称藤八、号を雲岫とする。十四歳の時父の職務上の失敗により、奄美大島に流された。しばらくして鹿児島に戻り、幕末期には京都で活動した。その後明治維新により、鹿児島の藩校造士館の国学局に出仕し、後神社奉行に任じられた。この時期、神代三山陵の考証を行っている。明治五年（一八七二）には教部省の設置に伴い教部大録となった。この時期には神宮御動座問題に関り、同時に教部省考証課の設立[5]に尽力した。その後明治七年（一八七四）には神宮大宮司となる。明治十年（一八七七）には官制改革により神宮宮司となり、明治十三年（一八八〇）には神道事務局副管長となっている。明治十五年（一八八二）には神官教導職の分離により、神宮教院と神宮司庁が分離され、神道神宮派が成立[6]。それに伴い、田中頼庸は神宮宮司を辞して神道神宮派管長となった。神道神宮派は明治十五年（一八八二）十一月に神宮教へと名称を改称したが、田中が引き続き管長を務めた。後、明治二十六年（一八九三）には神宮教管長を辞任、明治三十年（一八九七）に歿した[7]。

こうした田中頼庸の学問に関しては、田中の伝記研究である二宮岳南の『田中頼庸先生』（鹿児島県立図書館所蔵）が詳しく紹介している。二宮は『田中頼庸先生』において田中頼庸の学問と交流を以下のように纏めている。

夫れ翁の學問は固より師尚するもの無し故に或る學派學説に拘泥し偏信するか如きの弊無く前人未発の創見も少からす且廣く古今の學説を取捨する上にも其意見比較的公平にして自つから宜しきに合ひ殊に翁に最も貴ふへき

は其輪郭宏濶にして甲乙人を容るゝに吝ならす善く胸宇を虚にして其異論衆説に聴き而も其見地精明にして一たひ所信確立すれは百難四囲に雨下すと雖決して之を枉けさるに在り是れを以て四大人の如きは勿論凡そ斯學の先輩に對しては固より深く敬虔し苟くも疏意をなすに無しと雖所見同しからさるときは眞淵宣長篤胤等の説に於ても猶断々として之を痛議し一毫も寛假せす若し其意見を同小すれは山崎敬義谷重遠流の如き近時學者の殆んと歯牙に措かさる學説も亦之を採用するに躊躇せす又其與に交る所の學家を見るに御巫清直あり敷田年治あり飯田武郷井上頼國（ママ）あり矢野玄道小中村清矩堀秀成栗田寛久米幹文植松有園近藤眞琴等あり是れ皆一時の選良なりと雖若し之を派別にすれは或は小澤蘆庵の流を汲み或は村田春海に出て本居大平春庭に出て平田篤胤野々口隆正の門に出て若くは水戸派の折衷に得るものありて門流同しからされは學説も亦異なり故に之を一同に會し一軌に入れ集めて大成することは加茂本居平田三翁の再生を以てするも到底之を望む可らす而かも翁の此等諸人に交はるや異見紛更参差錯綜するの中に於て善く容れ善く聴き善く断し善く之を用ひて大に資益するものあり一隅を墨守するものは未だ全豹（ママ）を語るへからすと雖翁の如きは所謂三隅を擧けて友にし之を求むるものに庶幾からすや即ち少くも棟梁の器を具ふるものと謂わさる可らさらむか[8]

このように田中頼庸の学問はあくまで独学であった。田中の学問の特徴は、二宮の言を借りて述べるならば、「或る學派學説に拘泥し偏信するか如きの弊無く前人未発の創見も少からす且廣く古今の學説を取捨する上にも其意見比較的公平」な点にあったといえよう。尚、こうした点が田中の神道思想を理解する上での難しさともなっている。また、田中の学問形成並びに神道思想形成を考える上では、他の国学者との関わりは重要な点を占めるものである。しかし、田中の思想形成において、これらの人物との交流による影響については史料上の制約もあり現状、明確には出

来ない。

三　田中頼庸関連建白書

本節では主に田中頼庸の建白書や田中が関わった建白書について、主に教化に関わると思われるものに関して取り上げる。最初は、明治四年十一月に山之内時習との連盟で出されたものである。この建白は西郷隆盛、大隈重信、板垣退助に対して出されたものであり、「神道ヲ興シ耶蘇教を防止スルノ議」という題である。この建白の主眼は題名の通り、キリスト教対策にあり、明治初年の浦上キリシタン問題に関わるものである。[9] 本建白においては鹿児島に配流となった浦上キリシタンについて、

鹿児島ニテ長崎浦上ノ洋宗ヲ宣教ノ命アリテ百方ニ工夫ニ尽シ丁寧反覆ニ教喩スト云トモ頑固ノ野氏毫末モ感悟ノ色ナク剰へ傲悪ノ詞多キ中ニモ日本ノ王モ造物主ヨリ見レバ共ニ其身ノ基ハ貴賤ノ別モナケレバ我仮令其王ノ命令ニハ背クト云トモ造物主ノ道ニ背サル故ニ如何ナル厳刑ニ遭フトモ後生ノ恵福ヲ蒙ルニ疑ナシト言立テ一天万乗ノ君ヲ指テ己カ畜種類ノ如ク言ナセル口気ヲ察スルニ就テモ彼ガ教法ノ大害トナルベキ所以ヲ思弁スベシ[10]

と述べており、キリスト教を統治上の障害となると認識していたことが窺われる。こうした認識から田中と山之内は、キリスト教対策として神祇の道を興隆させる必要を説くとともに、キリスト教と神道とを比較して以下のように述べ

ている。

神祇ノ道ヲ興シ政教ヲ天下ニ布キ人心ヲ一定シ耶蘇ヲ拒クノ方法ヲ精密ニ立置スシテハ天下皆無教ノ民ナラサル無ケレハ年月ヲ経ルニ隨テ彼カ教法ハ愈盛ニ侵入シテ萬民一同　神祇ノ祀ヲ廃スルニ至ラン　神祇ノ祀ヲ廃スルハ　皇統ノ安危大道ノ存亡ニ関渉シ実ニ臣子言ニ忍ヒサルノ禍始ルヘシ夫今時ノ勢ヲ見ルニ神祇ト耶蘇トノ両教ハ決シテ並立スルコトヲ得ス

神祇ノ道ヲ興セハ耶蘇ノ害自去ルヘシ耶蘇ノ害ヲ去サレハ　神祇ノ道自ラ廃ルヘシ甲ヲ出レバ乙ニ入ル間ニ髪ヲ容ス況ヤ　神祇ノ道ヲ興スハ至テ難ク耶蘇ノ害ヲ去ルハ最易カラス然トモ千変万化ニ精力ヲ極メ多々方法ヲ尽シテ　神祇ノ道ヲ興スニ非レハ耶蘇ノ害ハ日ニ益増長ヲシテ腹心ノ病ハ平癒シ難キニ至ラン誠ニ天下ノ勢一旦今日ニ異ナラハ　朝廷ノ政令ヲ変革シ夙夜ニ憂慮スル所以ノ盛挙モ全ク水泡トナルノミナラス天下ノ民悉ク耶蘇ニ侵染シテ天主ヲ敬信シ　神祇ヲ蔑ニシテ　朝命ノ奉スル者ナク君臣ノ大義ヲ忘テ共和政治ノ説ヲ立ルニ至ラバ皇統ノ安危ニ繫ラサルヲ得ス如何トナレバ　神祇ハ従来　朝廷ノ御祖神及群神天下ニ大功徳アツテ誓テ万世億兆ノ生民ヲ冥護アルカ故ニ上古ヨリ大小ノ祀典ヲ崇テ敬礼ヲ尽サル丶所以ノ儀全ク本ニ報シ遠ヲ追ノ至誠ニ発シテ今日百事神人一致ノ冥助ヲ得ルコト決シテ彼支那ノ上帝西洋ノ天主ナトノ如キ異系ノ空霊ヲ祭ル類トハ固ヨリ大ニ理義ノ異ナル所以アレバ今若耶蘇ノ教大ニ行レテ神祇ノ祀ヲ廃スルニ至ラハ　朝廷ノ御祖先ヲ辱ムルナリ其君父ノ祖先ヲ辱メテ其子孫ノ君父ニ及サルノ理アランヤ[11]

ここでは神祇と耶蘇教は並び立たないことが指摘され、次いで耶蘇教が日本において広まることによって、「神祇

ヲ蔑ニシテ　朝命ノ奉スル者ナク君臣ノ大義ヲ忘テ共和政治ノ説ヲ立ルニ至」り、「皇統ノ安危ニ」及ぶ、という疑念を示している。即ち、キリスト教の広まりにより、神道が軽視され、それが共和政治論を喚起し、結果として民衆によって祭政一致の体制が変化せしめられることを恐れていたといえよう。

このような危機感から田中と山之内は、キリスト教対策として、「一層禁制ノ令ヲ厳ニシ仮令彼カ兵威ヲ以テ迫ルトモ確乎トシテ動カサルノ論ヲ一定シテ廟堂ノ本軸ヲ堅固ニ立ラレンコトヲ深ク希望スル所ナリ」と主張し、その方策として、神祇省・大蔵省・文部省・司法省に対して個別の建言をしている。とりわけ神祇省への建言は田中や山之内の神祇行政の在り方を考える上で重要であろう。建白によると、

藤氏専権以来古制古意ニ違ヘル典礼ヲ糺正シ私享淫祀ノ辨精明ナラスンハアルヘカラス氏子教育ノ法ノ如キハ生子産屋ノ祭ヨリ起リテ其名ヲ附ルモ必ス産土神ニ就テ造化ノ神ニ其由ヲ告ケ其人一生ノ間総テ衣食住及冠婚葬祭入學出師吉凶禍福日用ノ事ニ至マテ何レモ神徳ニ発セサルコトナク　神道ニ洩ルコトナケレハ眞誠ノ心ヲ以テ神祇ヲ敬尊セスシテハ叶ヒ難キ所以ノ理ヲ知ラシメ貴賤老幼賢愚不肖ノ差別ナク皆悉ク心ニ浸リ身ニ染ミツヽ民心ノ守國ニ純一ナル制度方法ヲ興シテ天下ノ民心ヲ一定シ耶蘇ヲ拒クヘキ所以ノ備ヲ精密ニシ普ク古今ニ稽求シ廣ク内外ニ折衷シテ天下ノ人情適宜ノ政教ヲ定シムヘシ(12)

と述べている。ここからは田中等の教化に対する思想がよく窺えよう。即ち、人が生きるということは全て神の神徳によるものであり、それ故に「眞誠ノ心ヲ以テ　神祇ヲ敬尊セスシテハ叶ヒ難キ所以ノ理ヲ知ラシメ」る、ことが重要であると考えていた。そして、こうした考えによって「耶蘇ヲ拒クヘキ所以ノ備ヲ密ニシ普ク古今ニ稽求シ廣ク内

外ニ折衷シテ天下ノ人情適宜ノ政教ヲ定シム」事を神祇省の政策とすべきであると考えていたのである。[13]

このように明治四年の建白からはとりわけキリスト教に対する危機感が窺われる。このような危機感から、田中は後に国民教化・神道教化をその活動の主眼としたのであろうと考えられる。

次いで明治五年、田中は教部省の設置に伴い、教部大録となった。教部省期の田中は中堅官僚であり、この時期の田中の詳細な活動については明らかではない。そうした時期に田中は、「皇大神宮御遷幸建白」[14]という建白を明治六年四月に行っている。この建白は高崎五六・三島通庸・田中頼庸・山之内時習という薩摩出身の人物による連署で提出されたものである。周知の通り、教部省はその設置当初から神宮の東京遷座は規定の方針であった。しかし、教部省における薩摩派と津和野派の勢力争いや、神宮少宮司の浦田長民の反対、征韓論の影響等もあり結果として神宮の東京遷座は実現されることはなかった。[15]本建白の内容については詳述しないが、その目的は結局のところ、神宮の遷座による、強固な祭政一致の体制を整えることにあった。この建白後の明治七年、田中は同じ薩摩派の官僚である三島通庸の後援の下、神宮大宮司へと転任することとなる。尚、田中が教部省の官吏から神宮の大宮司へと転任するに至った理由は明らかではない。

神宮大宮司となった田中は明治七年五月、「神祇官ヲ復シ教導寮ヲ置之議」[16]という建白をする。この建白は田中頼庸の建白としては最も著名なものであろう。明治七年は神祇官再興建議が最も活発に行われた時期であり、その中でこの建白は「その具体性において神祇官再興論の頂点に立つものであり、左院も実現可能な建議として廟儀での評議を請うたものである。」[17]と評価される。この建白において田中は、「政教ノ国家ニ於ルヤ車ノ両輪ノ如ク、其一ヲ偏廃シテ不可ナルハ論ヲ待ス、蓋シ教ハ道ヲ修テ政ヲ佐ケ、政ハ道ヲ行テ教ヲ護シ、政教一致ニシテ毫釐モ相悖サルハ、国ヲ治メ民ヲ安スルノ要法ナリ、」[18]と政教の一致を述べ、旧来の教部省政策を更に推し進める為に、神祇官を復し、

教導寮を置き、諸陵寮を置く事により、さらなる国民教化の実を挙げるための建白であった。この建白に続き、田中は鴻雪爪、稲葉正邦等九名の連署のもと「政教不可偏廃之議」[19]という建白を行った。この建白は「神道を超宗教的な国教とせんことを」[20]述べたものであるが、左院は「田中頼庸先キニ建白セシ趣意ト異ナルコトナケレハ」[21]として、教部省へ下問した。これらの建白に対する教部省の反応は定かではないものの、建白の趣旨が実現されることはなかった。

次に取り上げる建白は祭神論争が活発に議論される明治十三年六月のものである。本建白は岩倉具視に対し「教義上ニ付意見」[22]という題名で行われている。この建白は教法が「国家ニ於ルヤ一日モ欠ヘキニ非ス」[23]事を主張したものであり、その背景には国会開設論者に対する警戒心が窺われる。田中頼庸は国会開設論が「人民ノ生」を乱すもの、と捉えており、それを防ぐために教法の必要性を説いている。このような考えから田中は教法について、

人生レテ初ヨリ誰カ善性ナカラムヤ然ニ長成スルニ従テ或ハ非違ヲ犯シ悪トナルアリ蓋シ其悪ト雖其事ヲ推ス時ハ必ス善ヨリ変来ル者ナリ譬ヘハ人生ノ用ハ衣食住ニアルカ如シ其衣食住ノ人ニ於ケル古今天下誰レカ其足ルヲ欲セサル者アランヤ誠ニ其用ヲ欠バ一日モ生息スル能ハス況ヤ其用ハ造化神ノ人ニ授ル至要ナル者ニ於テヲヤ但其用ヲ節スルニ度アリ其度ヲ過レバ遂ニ悪トナル盗賊ノ如キモ初ヨリ必然ラス要スルニ其用ヲ欲スル度ヲ過クルノ一点ニアレバ明ニ知ル悪ト雖モ必ス善ヨリ変来ルコトヲ其度ヲ導クハ教法ニアリ故曰教法ハ國家ニ一日モ欠クヘキニ非ズト[24]

と述べている。即ち、田中は人が罪を犯すのは「度」を過ぎるからであり、その「度」を導くのが教法であると考えていた。しかし、田中のいう「度」が具体的にどのような内容を持つかは本建白では判然としない。ともあれ、田中

自身は教法の重要性について説いた上で、教法を人民に広める際の中心として神宮を考えていた。建白の後半部分では教法を広める際の中心である神宮への処遇向上を訴えている。即ち、

我神宮布教ノ如キハ天神造化ノ道ヨリ國伜民心ニ至マテ其関係少カラス故ニ我神宮ヘハ出格之御注意在ラセラルヘキ儀ト存シ今其條目ヲ掲テ進呈ス時ニ古今アリ事ニ緩急アリ一時ニ行レ難キハ必然ナレトモ我神宮ニ就テ論スレハ此ノ如クナラサルヲ得ス神宮ノ盛衰ハ獨リ世道人心ニ関スルノミナラス(25)

と。さらに神宮の処遇に関する建言の各條目は、「両宮旧宮域復古アラセラレ度件」「斎宮御再興アラセラレタキ件」「御常供田再興アラセラレ度件」「皇后宮ノ御製ヲ神宮ヘ獻納アラセラレ度件」「両宮御造営ノ件」「宮川橋造営ノ件」「暦御委任相成度件」等であった。この建白の内容がどれほど現実に行われたかは不明であるが、建白の主旨としては国家における神宮の待遇改善にあったと考えられ、この当時の政府と神宮との関係が窺われよう。

以上、田中頼庸関係の建白書について概観した。田中の建白書は連署という形をとっているものが多い。しかしながら、連署という点を踏まえたとしても、田中の主張するところの方向性は変わらなかったと思われる。田中の建白書はキリスト教や国会開設論に対する危機感から著されているが、それらに通底するものは共和政治論であった。即ち、日本が共和政治体制に移行することへの危機感から著されているといえる。そのため、共和政治論に対抗する意味でも、祭政一致体制のより強固な形を模索していたといえよう。その結果が神宮遷座や、神祇官再興論であり、国家における神宮の位置づけをより明確にすることであった。

四　『三条演義』における祭政一致論と国民教化

次いで田中頼庸の著作を取り上げ、田中の思想を窺ってみたい。まずは『三条演義』[26]を取り上げる。『三条演義』は明治六年（一八七三）に出版された。この『三条演義』は田中の著作として最も著名なものであろう。三宅守常によると「衍義書の中でも最も正統とされ、かつ神道界は勿論のこと、仏教界においても批判する意味でも広く読まれた三条教則の衍義書は、この田中頼庸の『三条演義』をおいて他にはない。」[27]とされ、「神道界内部でも指南の書。」[28]であったとされる。

三宅は「三条教則」を「近代日本初の維新政府による国民生活の道徳的基準を明示した一種の倫理的ガイドライン」[29]として捉えている。この視点からは、「三条教則」の解説書である『三条演義』は神道的な立場から「倫理的ガイドライン」を守らせるための書として捉えられる。また『三條演義』の特徴としては「さて其説は悉に神典を徴とし、舊牒古歌をも引用ひ、また先哲の説などを交取れることども甚多ければ、予が著せる書には有れども、實は予が言に非ざる説も少からざる」[30]と述べている点から窺われるように、田中独自の視点を示したというよりは、本書以前の言説を活用しながら如何に「倫理的ガイドライン」たる「三条教則」を守らせるかという点を重視していると考えられる。

『三条演義』の研究としては近年、戸浪裕之が詳細に検討を加えている。戸浪は田中の教化観について、「田中にとって「教化」とは、この（筆者註、明治維新の理念である）「祭政一致」の国体を国民に対して明らかにし、「風を易へ俗を正するの教法を宣布」することであったと思われる」[31]と指摘している。戸浪の指摘通り、田中は、「三条教則」の「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事」において、天皇の役割について言及し、天皇の役割が「天皇の御職は永

世不朽に天神の御託を受て人民を撫育し給ふべき御定なり。[32]」と述べている。

また、祭政一致の根源として重要な点を占める天照大神については、

抑天照大神の聖神天地の始より高天原に坐して光華明彩宇宙に照徹し、世界の大も熙育の徳を蒙らざる無く、萬物の衆も化生の恩を受ざるは無ければ、誠に宇宙の大主宰にして、萬神無上の至尊なり。皇孫尊を天下の大君と定給ふ。時に始て幽顕の分を定めて、皇孫尊には専ら顕世の人道を統治奉しめ給ひ、幽世の神事は大國主神に總掌しめ給ふことは、神典にも見たるが如し。[33]

と述べている。ここからは天皇と大国主神が対比される存在として述べられており、天照大神はその上に存在し「宇宙の大主宰」として認識されている。

こうした神に対する敬神について田中は以下のように述べる。

天神の賦る本分を盡して、善を行ひ、徳を積む者は、顕世の中は有徳の人と爲り、神界に復命しては有功の神と爲りて永世の福を蒙り、上は吾天皇を祝ひ福奉り、下は其子孫をも守り助くべきこと、天神の賦る本分にして、神恩の尊きこと是より大なるは無し。人たる者の務め行べき敬神の要道なり。[34]

田中の言う敬神とは、即ち、「天神の賦る本分を盡して、善を行ひ、徳を積む」ことであった。また、この部分に見出される敬神の概念はそのまま愛国の概念とも関連するものであり、愛国とは「夫國の本は人にして、人の本は君

なれば國を愛するは君を愛する所以なり。」として愛国とは天皇を本として国を愛することであり、それはそのまま天皇を愛することでもあると結論付けている。

このように述べた後、田中は、以下のように結論している。

誠に天下の人民は、各吾祖先より職を継ぎ業を承て、神皇の歴世仕来れる開闢以来の臣子なれば百官士夫より億兆万民に至るまで最能く此理を弁へて、各相生養するの道盡し、其君父の国を愛して、天地日月と共に一系の皇統を吾大君と仰ぎ奉るべきこと、天祖天神の定め給へる万古不易の国体なる事を講明すべし。(35)

この部分からは祭政一致を本旨としつつ、その中で人民の在るべき姿が述べられている。

以上のような神観・天皇観・敬神観を踏まえた上で、田中は、天皇と人民を繋ぐものとして「朝旨」の存在を重視している。朝旨とは「朝廷より出る御政令は皆天皇の叡慮にして、天神の御託の任に天下に君臨し人民を撫育し給ふ所なり。(36)」と述べている。そして結論として以下のように述べる。

當時の朝旨を遵守するは、皇上を奉戴する所にして、神明を敬する所なり。神と皇との恩徳は、天地の大も、古今の遠も比すべからざれば、教官たる者は殊に此理を能弁へて、天神地祇の恩徳を述べ、祭政一致の旨を発して、風を易へ、俗を正くするの教法を宣布し、天下士民の知識を開きて、皇統一系の国体を明弁せしむべきこと、説教の要務なり。(37)

このように田中は、『三條演義』において、祭政一致による天神の御託によって天皇が国の統治を行っていることを述べている。これが「三條教則」によった田中の神道教化であり、国民教化であったといえよう。

ちなみに、祭政一致に関しては『神徳論』においても述べられているが、『三条演義』とは多少方向性が異なる。田中は「神典国史ノ一毫モ疑フベカラザル」理由として祭政一致について述べている。即ち、

大初天照大御神ノ詔ヲ以テ皇孫命ヲ天位ニ即ケ奉リ謂ユル三種ノ神器ヲ賜ヒテ天降シマス時ニ葦原千五百秋瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉寶祚之隆當與天壤無窮者矣〔日本書紀〕トノ神勅ノ如ク天統一系綿々トシテ萬世ノ今日ニ至マデ天位ノ儼然トシテ動クコト無キハ確乎タル皇祖天神ノ神勅ニ非ズヤ（〔　〕内は割注）[38]

と、このように田中は、天照大御神の神勅により、「天統一系綿々トシテ萬世ノ今日ニ至マデ天位ノ儼然トシテ動クコト無キ」が故に、「神典国史」に示された、古伝が確実であると『神徳論』において述べている。

五　『神徳論』における神道論と神道教化

『神徳論』は明治七年、田中頼庸が神宮大宮司就任以後に出版された著作である。[39] 本書は全四十八丁に及び管見の限りでは田中の著作としては大部な方である。本書は国史にあらわれた「神祇霊徳ノ一班」について書かれたものであり、神の神徳霊験を述べることがその目的であった。即ち、神徳を説く事により、神霊の実在性を論証することを目指したものである。そして神霊が実在する事を説くことにより、神道を信仰させようという考えがその根底にある

と思われる。ただし、本書は田中が自身の神道思想について、そのまま論じた書とは言い難いものであるという点は注意を要する。むしろ本書は民衆にとって神道信仰はどう在るべきかという問題を論じているものである。しかしながら、本書は神霊の実在を論証する前提としての神道論についても論じられており、そうした意味から、本書に示された神道論の中から田中の神道思想をいくらか窺うことも可能であると思われる。それでは本書の内容について述べることとする。

田中の述べる神道論は主に本書の前半部に集中している。田中の神道論においては、まず神と人との関係が重要である。即ち、

人ノ世ニアルヤ神ニ頼テ生存スルコト猶魚ノ水中ニ遊泳スルガ如シ魚ハ水無ケレハ片時モ生活スルコト能ハス人ハ神無ケレバ寸刻モ生息スルコト能ハズ(40)

と。このように田中にあっては、人は神によって生かされている存在であった。次いで田中は現実の人間が神の存在によって生かされていることを論証しようとする。この論証にあって田中が最も重視しているのが、造化三神であった。本書の構成にあっても最初に造化三神の神徳について論じている。

今爰ニ神祇霊徳ノ萬分一ヲ擧ゲテ此ヲ論ゼンニ太古天地未ダ成ラズ無始ノ時ニ當リテ天之御中主神天ノ正中ニ御坐テ造化ノ大原ヲ宰リ給ヒ謂ユル無為ノ神徳ヲ以テ高皇産霊神神皇産霊神ヲ化生シ造化ノ功要ヲ賦與シ給ヒ此ノ三神ノ造化ノ神徳ニ頼テ天地世界ヲ鎔造シ神聖ヲ化生シ伊邪那岐伊邪那美二神ニ勅シテ此國土ヲ修理固成サシメ

給ヒ此ノ二神即チ群品ノ祖トマシテ悉ク天下ノ神人萬物ヲ産育シ給ヘリ是皆天下ノ民ヲ愛養シ給ハントノ神慮ナルヲ以テ世間無數ノ物一トシテ人用ト成ラザルハナシ[41]

この部分からは如実に造化三神の重視がみてとれる。とりわけ、造化三神の神徳によって「天地世界ヲ鎔造シ神聖ヲ化生」された、という部分からは造化三神を重視する思想が強く表れているといえよう。

次に、人が生きていく上で重要な神を列挙している。それは「風火金水土五穀草木禽獣」であり、対応する神名を挙げるならば「志那都比古志那都比賣神」「迦具土神」「彌都波能賣神」「埴夜須毘古埴夜須毘賣神」「金山毘古金山毘賣神」「豊宇氣毘賣神」「草野比賣・久々能智神」「豊宇氣毘賣神大山祇神大雷神高靈神天加久神」等である。そしてこうした神々が「分ケ掌リ給ヘル類凡テ人世必用ノ物ナラザルハナシ」と述べ、神によって人が生かされていると論じている。

このような神々の上に存在するのが天照大御神であるとされる。天照大御神については、

其萬物各地上ニ生ズト雖皆天日ノ光明ヲ蒙ラザレバ決シテ成長スルコト能ハズ日國ノ主宰ハ即チ天照大御神ニシテ無上ノ至尊ニ御坐テ御父神ノ御依ノ任ニ高天原ヲ統御シ六合ニ照臨シ万物ヲ煦育シ給ヒ天下ノ群類造次顛沛モ其ノ寵光ニ漏ルヽコトナケレハ實ニ其ノ神徳ノ高大無邊ナルコト他神ノ比ニ非ザルナリ[42]

と述べており、天照大御神も「造化神」同様重視されているといえる。しかし、天照大御神が、「天地世界ヲ鎔造シ神聖ヲ化生シ」た、造化三神とどのような関係にあるのかに関しては明確には述べられていないものの、基本的には

造化三神を最も重視していると考えられよう。以上のような神々の体系が『神徳論』からは窺われる。

こうした神々と人との関係については以下のように述べている。

然レドモ其ノ神徳廣大ナル物ハ其ノ用微妙ニシテ其ノ恩徳目前ニアレドモ人コレヲ見ルコト能ハズ譬ヘバ人ノ生機活動スル悉ク造化ノ神徳ニ憑ラザルコトナシ然レドモ世人彫造偶人ノ巧ナルヲ知テ却テコノ神徳ヲハ知ラズ日光ノ万物ヲ照シ給フ廣大ノ恩徳世界ニ比スベキ物ナシ然レドモ世人暗夜ニ燈籠ヲ得タル恩ヲ知テ却テコノ神徳ヲバ覺ラザルガ如シ細小ニテ著名ナル者ハ其ノ功驗目前ニアリ故ニ人能クコレヲ見ル譬ヘバ父母養育ノ恩ハ廣大ナルガ故ニ人子タル者コレヲ知ラズ却テ偶然他人ヨリ餅菓ヲ贈ラレタル喜悦ニハ如カズ戒厳シテ常ニ火ヲ警メタル者ノ徳行ハ見ルベカラズ却テ眉ヲ焦シ火ヲ救ヒシ功勞ノ著名ナルニハ及バザルガ如シ世ノ知慮浅短ナル者ハ其ノ細小ニシテ著名ナルヲ知レドモ其廣大ニシテ幽妙ナル物ヲ知ラズ何ゾ其ノ惑ヘルノ甚キヤ活人ト木偶ト孰カ巧ニ日光ト燈籠ト孰レカ尊キ父母ノ養育ト他人ノ餅菓ト孰レカ厚ク戒厳シテ火ヲ失セザルト眉ヲ焦シ火ヲ救フト孰レカ功アル苟モ知識アル者ハ必ズ能クコレヲ辨フベシ故ニ神徳愈廣大ナルモノハ愈見難ク神徳益細小ナルモノハ益見ルベシ嗚呼見ルベキ者ヲ以テ神徳トシ見ルベカラザル者ヲ以テ神徳ニ非ズトスルハ世俗ノ通情ニシテ天下ニ大道ノ明ナラザル所以ハ皆此レガ為ナリ然レバ茫々タル天地ノ間ニ視息シ洋々タル神恩ノ中ニ沐浴シナガラ天神地祇ノ鴻徳大恩ヲ知ラザルハ惜ムベキノ至ナラズヤ[43]

即ち、田中によると「神徳廣大ナル物ハ其ノ用微妙ニシテ其ノ恩徳目前ニアレドモ人コレヲ見ルコト」は出来ないため、「神徳愈廣大ナルモノハ愈見難ク神徳益細小ナルモノハ益見ルベシ」とし、「見ルベキ者ヲ以テ神徳トシ見ルベ

カラザル者ヲ以テ神徳ニ非ズトスルハ世俗ノ通情」であるから、「苟モ知識アル者ハ必ズ能クコレヲ辨」なければならず、「一二ノ神徳ノミヲ執テ此レ神祇ノ全徳全功ト」思ってはならないと指摘する。この逆説的な論理により、神の神徳が明確に認識しえない事柄であっても、それが神の神徳によりなされている、という様に神徳と神々の体系との関係性について整合性を与えている。

田中はこうした神と人との関係を述べた上で、神から人にもたらされる霊験について「其別ニアリ福ヲ獲ルト禍ニ遭フトナリ」と述べている。そして神によって与えられる禍福が「福ヲ得シムルハ神ノ賞ニシテ禍ニ遭ハシムルハ神ノ罰ナリ」とする。さらに福を得るための方法と注意を以下のように述べている。

神明ノ霊應ヲ蒙ラント欲セバ先ヅ己ガ身ヲ修メ君父ニ能ク事ヘ妻子ヲ愛育シ凡テ神明ノ御心ヲ遵奉シ一心ニ神助ヲ祈ルベシ（中略）固ヨリ神ハ人ヲ守ヲ本意ト為給フト雖自家ノ神壇ヲモ拝マズ神社ヘモ参詣セザル如キ傲慢無禮ノ者ハ自ヅカラ神助ノ薄カラザルヲ得ズ鈴アリト雖モ振ラザレバ鳴ラズ鏡アリト雖モ影ナケレバ映ラズ神モ亦懇ニ祈ラザレバ其ノ霊應モ自ヅカラ薄カルベシ然ルニ或ハ纔ニ一旬二旬神ニ祈テ其ノ験無ケレハ神ハ霊験ナシト思フ者アリコレ雞卵ニ時ヲ告ゲンコトヲ望ム類ニシテ性質操急ノ痴心ナリ嗚呼何ゾ思ハザルノ甚キヤ（中略）何ゾ一朝ニシテ霊験ナキハ已ガ平生行フ所善ナレザルカ抑信心ノ至ラザルカト反求自省シテ猶懇祈スベナリ敬神ノ道ハ啻身ニ禮拝ノ容儀ヲ為スノミナラズ心ニ誠信ヲ蓄フルヲ要トス心ニ信ズルコト深ケレバ一好悪アル時ハ必ズ四體ニ溢レテ敬禮拝跪慇懃ニ祈祷セザル事ヲ得ズ（中略）祈ルコトモ無ク却テ恨ヲ抱クナド決テ有ルベカラザルコトナリ[44]

このように田中は「先ヅ己ガ身ヲ修メ君父ニ能ク事ヘ妻子ヲ愛育シ凡テ神明ノ御心ヲ遵奉シ一心ニ神助ヲ祈ル」ことにより、「神明ノ霊應ヲ蒙」ることができるとする。しかし、一方で「神明ノ霊應ヲ蒙」ることができない理由として、「自家ノ神壇ヲモ拝マズ神社ヘモ参詣セザル如キ傲慢無禮」や、「一旬二旬神ニ祈テ其ノ験無ケレハ神ハ霊験ナシト思フ」ことを戒めている。即ち、田中は神の霊験を得るためには、ただ信仰するだけではなく、絶えずその信仰を自家の神棚を拝むことや、或は神社に参詣する、といった行動を起こすことの必要性を説いている。即ち、田中に従うならば、人は神に対し絶えず自身の信仰を示さねばならない、ということであろう。

次いで、『神徳論』は具体的に神徳を論じていく。しかし、この部分からは、明確な田中の神道論は見出しがたい。本節の目的はあくまで田中の神道論を窺うことであるため、具体的な事例の検討は他日に譲ることとする。ただ結論部分においては以下のように述べている。

生ヲ此ノ世ニ稟ケ神恩ノ中ニ生息スル者ハ必ズ神祇霊徳ノ貴ブベク恐ルベキヲ知リ且暮ニ神祇ヲ禮拝シ各自其ノ職ヲ勉勵シ上ハ國家ノ隆盛ヲ願ヒ下ハ一家ノ幸福ヲ祈リ無量ノ神恩ニ報答シ奉ラズハ有ルベカラザルナリ(45)

このような点から田中の神道論は、神と人との関わりが重要であるといえる。神と人との関わりは神徳によって窺われるとする。そして、神徳による霊験が人の行動により福や禍、即ち神賞や神罰として還元されるとする。それゆえ福を得るために人は神棚を拝することや、神社に参詣し、「神明ノ御心ヲ遵奉シ一心ニ神助ヲ祈ル」ことが重要であると説くのである。

以上のように、田中の神道論から窺われる神道教化とは、人が神によって生かされているという事実を民衆に説き

つつ、それに対する感謝としての祈り、即ち、神社参詣や神棚を拝むといった家庭内祭祀の重要性を説くことにあったということではないだろうか。

六　おわりに

田中頼庸の教化に対する情熱は、建白書等からも窺われるように共和政治論に対する危機感にあった。そうした共和政治論に対していくために田中は、祭政一致を人民に説こうとしたのである。これが田中における教化であった。そうした田中における教化の内実としては国民教化と神道教化の二つの方向性があったと思われる。田中の著作『三条演義』と『神徳論』からはその二つの方向性がよく窺われる。田中における国民教化とは『三条演義』において述べられたように、祭政一致論を説くことにあった。それに対し、神道教化は『神徳論』に述べられた神道論から窺われるように、神に対する人の在り方や、行動を説くことであった。その田中の神道教化とは人が神に対して祈り、善を行うことによって、神から神徳として福を受けるという「理」にあった。その「理」は、人から神への祈り・感謝といったものを神社や神棚を拝するという行動によって、神に示すことで成り立っており、こうした「理」を人民に説くことこそが、田中の神道教化であった。そして、神道教化と国民教化という二つの方向性が密接に絡み合っているのが明治初年の神道人による教化活動の特徴であると思われる。ともあれ田中頼庸における「教化」とは祭政一致を説くことを大きな柱とするものであった。そして、その「教化」の根底には神祇の実在への確信が存在し、その確信から導かれるものであったのではなかろうか。しかし、本稿で明らかにした田中の教化思想が田中独自のものかは未だ検討の余地がある。それは田中頼庸の神道思想形成とも関るものであり、また、他の教化活動に関った人物の思

想も考察していかねばならないと思われるので、今後の課題としたい。

註

（1）藤井貞文『明治国学発生史の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）二十三頁を参照。

（2）西川順土は明治初年の神社と神道を対置させながら明治初年の神道史を論じている。そうした中で、教部省主導の下に神道論が構築される状況を跡付けている。また、明治初年に構築された神道論が当時の神社の状況を汲み取る方向性を有していなかったことも指摘している。西川の研究に従うならば、まさしく田中頼庸の『三条演義』は教部省主導の下構築された神道論を代表する著作であろう。西川順土「明治初年の神道―キリスト教との関係について―」「明治初年の神道布教と神社について」「神社と神道―祭神論を中心として―」（すべて西川順土『記紀神道論攷』所収、皇學館大学出版部、平成二十一年）を参照。

（3）田中頼庸の考証的な著作としては『神代三山陵』『賢所祭神考証』『神宮祭神提要』等があげられる。

（4）西川順土は、神宮教院本教館の教育活動について論じた中で、神宮教院の教説が主に浦田長民の『大道本義』（明治九年）に集約されると指摘している。他方で、神宮教院の教説を考える上で神宮大宮司であった田中頼庸について言及し、その教説の中心となる書として、『三条演義』と『神徳論』の二著をあげている。西川順土『近代の神宮』（神宮文庫、昭和六十三年）二四二頁。

（5）藤田大誠「明治初年における神社行政と国学者の考証」（『近代国学の研究』、弘文堂、平成十九年）を参照。

（6）神道神宮派は明治十五年（一八八二）十一月六日に神宮教へと名称を改称した。文部省文化局宗務課監修『明治以後宗教関係法令類纂』（昭和四十三年、第一法規）八三九頁。

（7）田中頼庸の伝記に関しては主に、井上順孝編『近代日本の宗教家一〇一』（新書館、二〇〇七年）の田中頼庸の項目を参照した。一二二―一二三頁。

（8）二宮岳南『田中頼庸先生』（鹿児島県立図書館所蔵）一八―一九頁。

（9）色川大吉・我部政男監修『明治建白書集成』第二巻（筑摩書房、一九九〇年）所収、「神道ヲ興シ耶蘇教を防止スル

ノ議」を参照。『明治建白書集成』には明治五年十一月に建白がされたことになっているが、二宮岳南『田中頼庸先生』（鹿児島県立図書館所蔵）には明治四年のこととされている。ただこの建白は神祇省に対して行われたものであり、明治五年十一月は神祇省は教部省へと改組された後である。そうした点から本建白は明治四年のことであろう。

(10) 前掲、『明治建白書集成』第二巻、三四八頁。

(11) 前掲、同、三四七―三四八頁。

(12) 前掲、同、三四八頁。

(13) こうした考えは、例えば文部省の政策に対する意見とも軌を一にしており、「文部省ニ命シテ天下学校ノ法則ヲ定メ神武一体ノ道ヲ主トシ君臣ノ大義ヲ明ニシテ天下ノ経綸スルノ根柢ヲ固シ釈伽耶蘇等外国ノ教法ハ一切禁遏ノ令ヲ厳ニスベシ」と述べている。

(14) 西川順土「神宮御動座問題」（『神宮・明治百年史』神宮司庁、昭和六十二年）所収の史料に拠る。

(15) 阪本是丸「左院の神宮遷座論と日本型政教分離」（『国家神道形成過程の研究』所収、一九九四年）、「日本型政教関係の形成過程」（井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』所収、第一書房、一九八七年）、西川順土「神宮御動座問題」（『神宮・明治百年史』神宮司庁、昭和六十二年）等を参照。

(16) 前掲、『明治建白書集成』第三巻（筑摩書房、一九八六年）、三九八―四〇〇頁。

(17) 前掲、同、三九九頁。

(18) この建白書に対する左院の反応は神宮の遷座が実現されないならば、田中の建白を採用するべきである、というものであった。前掲、阪本「左院の神宮遷座論と日本型政教分離」二二九頁。

(19) 前掲、『明治建白書集成』第三巻、四〇七―四一三頁。

(20) 阪本是丸「神祇官再興建議と左院―祭政一致をめぐる論議―」（『近世・近代神道論考』、弘文堂、平成十九年）二五六―二五七頁。

(21) 前掲、『明治建白書集成』第三巻、前掲、阪本「神祇官再興建議と左院―祭政一致をめぐる議論―」等を参照。

(22) 前掲、『明治建白書集成』第六巻（筑摩書房、一九八七年）五十九―六十二頁を参照。

(23) 前掲、同、五十九頁。

(24) 前掲、同、六十頁。

(25) 前掲、同。
(26) 本稿における『三条演義』は、三宅守常編『三条教則衍義資料集』上巻（明治聖徳記念学会、平成十九年）所収の資料による。一三四～一四一頁。
(27) 前掲、三宅『三條教則衍義書資料集』下巻（明治聖徳記念学会、平成十九年）の解題を参照。
(28) 前掲、同、参照。
(29) 「近代の国民教化と三条教則―『三条教則則衍義書資料集』（全二巻）刊行に寄せて―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十五号、明治聖徳記念学会、平成二十年）を参照。
(30) 前掲、三宅『三条教則衍義資料集』上巻。一三五頁。
(31) 戸浪裕之「田中頼庸の神道観―『三条演義』（河野博士記念室所蔵）を中心に―」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター、平成二十一年）三二四頁。
(32) 前掲、三宅『三条教則衍義資料集』上巻。一四一頁。
(33) 前掲、同。一三七頁。
(34) 前掲、同。一三七―一三八頁。
(35) 前掲、同。一三八頁。
(36) 前掲、同。一四一頁。
(37) 前掲、同。一四一頁。
(38) 田中頼庸『神徳論』（明治七年）九丁オ。
(39) ちなみに高橋陽一は「教書編輯条例」の第六条「神徳マタ神験ハ『神徳神験論』ニ依リテ本義ヲ暁リ、而メ之ヲ敷衍引伸スヘキ事」の分析において『神徳神験論』を田中頼庸の著作である『神徳論』であろうと推測している。高橋陽一「大教院の教化基準」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五号、平成三年）。を参照。
(40) 前掲、同、『神徳論』一丁オ。
(41) 前掲、同、一丁オ―二丁オ。
(42) 前掲、同、三丁ウ。
(43) 前掲、同、四丁オ―六丁オ。

(44) 前掲、同、十二丁オ―十四丁ウ。
(45) 前掲、同、四十八丁ウ。

※本稿執筆に際して、國學院大學人間開発学部准教授藤田大誠、並びに同大学研究開発推進機構ポスドク研究員宮本誉士の両氏には史料についてのご教示を頂いた。茲に記してお礼申し上げる。

【付記】
本稿は平成二十一年度「國學院大學院友神職会からの寄付によるＣＯＥプログラム後継事業研究者育成奨学資金」に基づく研究成果である。